

告 示

埼玉県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、北河原土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏 名 住 所

監事 大塚 高雄 埼玉県行田市大字酒巻千五百四十四番地

二 退任

職名 氏 名 住 所

監事 今村 康 司 埼玉県行田市大字南河原千九百五十二番地